

## 測定義務

### 法のばい煙に係るもの

下表のとおり測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

ばい煙等	施設の区分		測定頻度	測定方法	備考
硫黄酸化物	排出量 10m <sup>3</sup> /時 以上の施設	特定工場等	常時	JIS K 0103 JIS Z8808 JIS K 2301	
		特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上	JIS K 2541-1~7 JIS K 8813 JIS Z8762-1~4 JIS Z8763	
ばいじん	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上*1		2ヶ月に1回以上 *3	JIS Z8808	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料点火等において排出されるばいじんは含まれない</li> <li>ばいじん量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満*2		年2回以上*3*4		
窒素酸化物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	特定工場等	常時	JIS K 0104	<ul style="list-style-type: none"> <li>①すすの掃除を行う場合等において排出される有害物質は含まれない</li> <li>②有害物質の量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする</li> </ul>
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	特定工場等 以外	2ヶ月に1回以上 年2回以上*4		
カドミウム及びその化合物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上		JIS Z8808 JIS K 0083	
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上*4			
鉛及びその化合物	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上		JIS Z8808 JIS K 0083	
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上*4			
塩素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上		JIS K 0106	
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上*4			
塩化水素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上		JIS K 0107	
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上*4			
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上		JIS K 0105	
	排出ガス量 4万 m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上*4			

\*1 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時以上

\*2 廃棄物焼却炉については、焼却能力4トン/時未満

\*3 ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関については、5年に1回以上とする。

※燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、ばいじん、窒素酸化物ともに5年に1回以上とする。

\*4 1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上のばい煙発生施設については年1回以上とする。